様式第50号（第37条の２第５項ただし書関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第　　　号　　　　年　月　日　 　（受注者）　　　　　　　　様地方局長　　　部分払金の算定の基礎となる業務委託料相当額について（通知） 　　　　　年　月　日付け（　第　　　号）で協議した（協議のあった）このことに 　ついては、期日までに協議が調わなかったので、発注者において下記のとおり部分 　払金の算定の基礎となる業務委託料相当額を定めたから、設計業務等委託契約書第37条の２第５項ただし書の規定により通知します。記 　１　業務番号及び業務名 　２　出来形部分等に相応する業務委託料相当額 　（１）業務委託料相当額（全体） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 　（２）（１）のうち既に部分払の対象となった業務委託料相当額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |  |
|  　（３）今回の部分払の対象となる業務委託料相当額（（１）－（２）） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |  |

注　本庁設計に係る業務の場合は、発信者を地方局長から部局長に訂正して

　使用すること。